

令和6年度環境対応車導入促進助成金交付額等一覧表

1. 助成台数上限【1事業者当り】

保有車両台数 (被牽引車を除く)	助成台数	
	ディーゼル車	天然ガス・ハイブリッド・電気車・燃料電池車
10台未満	2台	2台
30台未満	4台	3台
50台未満	6台	4台
100台未満	10台	6台
200台未満	15台	8台
300台未満	20台	10台
500台未満	25台	15台
500台以上	30台	20台

※保有車両台数は、令和6年3月31日現在とする。

2. 助成金交付額

(1)ディーゼル車

車両区分(車両総重量)	価格差	国交省	全ト協	岐ト協	計
小型(3.5t超～7.5t以下)	-	-	-	30,000	30,000
中型(7.5t超～12t以下)	-	-	-	70,000	70,000
大型(12t超)	-	-	-	120,000	120,000

※車両区分は、原則としてベース車両(カタログ値)の総重量により区分されます。

(2)天然ガス車

(単位:円)

対象車両	最大積載量	全ト協	岐ト協	計
内燃機関の燃料として可燃性ガスを用いる自動車 で、当該自動車に係る自動車検査証記録事項の燃料欄に当該自動車の燃料がLNGもしくはCNGと記載されているも	2tクラス	122,000	121,000	243,000
	4tクラス	459,000	458,000	917,000
	12tクラス	1,000,000	1,000,000	2,000,000

(3)ハイブリッド車

(単位:円)

対象車両	最大積載量	全ト協	岐ト協	計
内燃機関を有する自動車併せて電気又は蓄圧器に蓄えられた圧力を動力源として用いるものであり、かつ、当該自動車に係る自動車検査証記録事項の備考欄に当該自動車がハイブリッド車と記載されているもの	2tクラス	97,000	96,000	193,000
	4tクラス	335,000	335,000	670,000
	12tクラス	600,000	600,000	1,200,000

(4)電気自動車

(単位:円)

対象車両	車両総重量	全ト協	岐ト協	計
搭載された電池によって駆動される電動機を原動機とする自動車、当該自動車に係る自動車検査証記録事項の燃料欄に当該自動車の燃料が電気と記載されているも	2.5t超	300,000	300,000	600,000

(5)燃料電池自動車

(単位:円)

対象車両	最大積載量	全ト協	岐ト協	計

圧縮水素又は液体水素を燃料とし、燃料電池スタック及び電動機を備えたもので、当該自動車に係る自動車検査証記録事項の燃料欄に当該自動車の燃料が燃料電池自動車と記載されているもの	2tクラス	300,000	300,000	600,000
--	-------	---------	---------	---------